

町民課の窓口業務について

問 町民課 戸籍保険係
電話 ☎0241-69-1133

3月下旬から4月上旬にかけて、転入・転出などの住民異動や証明書の請求、国民健康保険の届出などが多くなります。

住民の皆様の利便性を考慮し、異動時期にあわせ戸籍保険係の窓口業務を下記のとおり実施いたします。

※ 窓口業務は【本庁のみ】となります。

期 間 ▶ 3月26日(月)～4月3日(火)

※3/31(土)、4/1(日)も窓口業務を実施します。

場所 町民課 戸籍保険係窓口

時 間 ▶ 平日：午後7時まで延長

3 / 3 1 ・ 4 / 1：午前8時30分～午後5時

業務内容 ▶ 転入・転居・転出届

戸籍・住民票などの証明書の交付

印鑑登録・印鑑登録証明書の交付

戸籍に関する届出

国民健康保険及び国民年金の加入・離脱

後期高齢者医療制度の加入・離脱

◎届出に必要なもの

こんなとき	届出の種類	届出に必要なもの	届出期間
町外から住所を移されるとき	転入届	●届出人の印鑑及び本人確認書類 ●転出証明書（前住所地で発行されたもの） ●国民健康保険に加入する方は保険証（同一世帯の方が国民健康保険に加入している場合） ●後期高齢者医療制度に加入していた方は負担区分等証明書（前住所地で発行されたもの） ●前住所地で要介護認定を受けていた方は受給資格証明書	転入した日から14日以内
町外に住所を移されるとき	転出届	●届出人の印鑑及び本人確認書類 ●印鑑登録手帳（登録している方のみ） ●国民健康保険に加入している方は保険証 ●後期高齢者医療制度に加入している方は保険証 ●65歳以上の方及び40歳から65歳未満で介護サービスを受けている方は介護保険証	住所を異動する前14日以内及び転出した日から14日以内

■ 同一世帯員以外が住民異動届を行う場合は本人又は世帯主からの委任状が必要です。

■ 証明書の交付の際にも本人確認書類が必要となりますのでお持ちください。

■ 転入・転居される方は通知カードまたは個人番号カードを必ず持参ください。

➤ その他届出、詳しくは町民課戸籍保険係にお尋ねください。

■ 本人確認書類について ■

① 次のうち1点

運転免許証、パスポート、個人番号カード・住民基本台帳カード(顔写真付)、在留カード 等

② ①をお持ちでない方は、「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載されている2点

健康保険証、後期高齢者医療保険証、年金手帳、年金証書、学生証、病院の診察券 等